

2. 行政機構

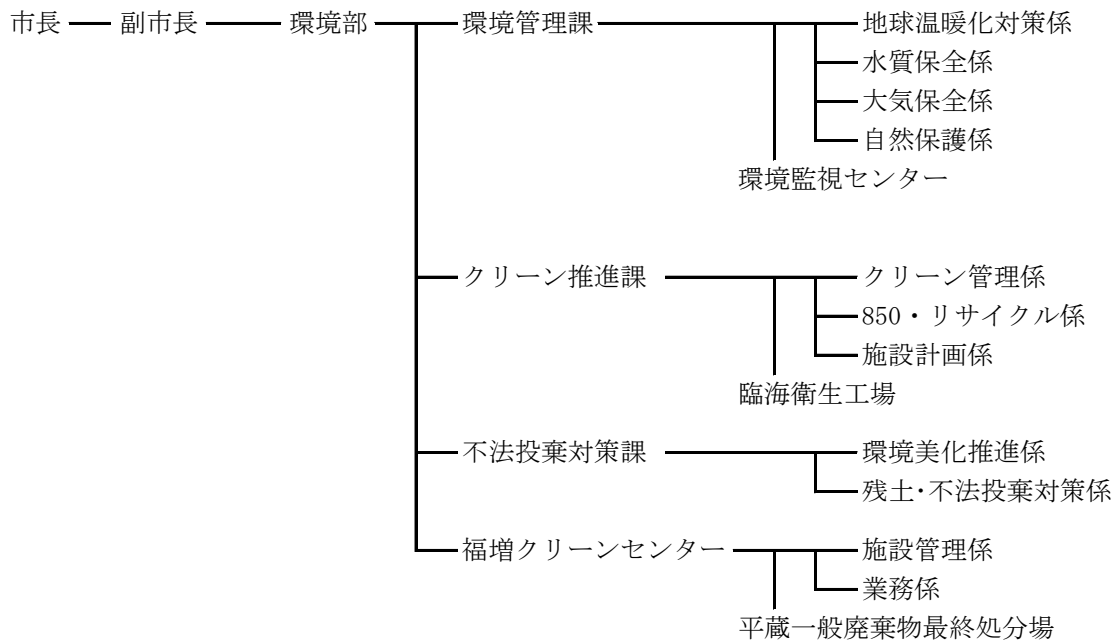
(1) 行政組織

昭和40年7月、相次ぐ公害問題に対応するため、本市は衛生課に公害係を設置し、その後逐次、組織の強化を図ってきました。

年月日	内 容
昭和	
40. 7. 1	・衛生課に公害係を設置
41. 7. 1	・公害課を設置
42. 10. 1	・部制が敷かれ、衛生民生部公害課となる
45. 11. 1	・公害部として独立、公害対策課、公害調査課を設置
47. 7. 1	・公害部を環境部に改称、新たにみどり課を設置、公害対策課を環境調整課に改称、公害調査課内に公害監視センターを設置
48. 4. 1	・環境調整課を公害対策課に改称
48. 7. 1	・公害対策課を環境調整課に、公害調査課を公害課に改称
49. 4. 1	・公害課を大気保全課と水質保全課に分離、公害監視センターを環境調整課内の組織とする
50. 1. 13	・公害監視センターを環境保全対策センターに改称
50. 8. 15	・みどり課を都市部に移行し公園みどり課に改称、環境部と清掃部を合併して環境部とし、環境調整課(環境保全対策センター)・大気保全課・水質保全課・清掃課(清掃事務所)・臨海衛生工場・能満清掃工場を設置
53. 4. 1	・健康管理課、国保市民病院を合併し、環境部を環境衛生部に改称、新たに企画調整室、清掃業務を統括する清掃センターを設置 ・大気保全課・水質保全課を合併して環境保全課とし、環境調整課を環境管理課に、環境保全対策センターは環境調整課から独立し環境監視センターにそれぞれ改称 ・清掃事務所を独立組織とする
54. 4. 1	・粗大廃棄物処理センター(53年10月財団法人クリーン・ジャパンセンターから譲渡される)を清掃課内の組織とする
55. 4. 1	・環境管理課を廃止、同業務を環境保全課および清掃課に移行し、環境監視センターは環境保全課内の組織とする ・清掃センターに清掃施設課を新設し、同課に平蔵一般廃棄物最終処分場、ならびに清掃課から移行した粗大廃棄物処理センターを組み入れる
58. 8. 16	・企画調整室および清掃センターを廃止し、清掃施設課にあった平蔵一般廃棄物最終処分場・清掃事務所を清掃課に移行 ・健康管理課を分離、新たに保健衛生課・健康管理課を設置
59. 4. 1	・粗大廃棄物処理センターを廃止
59. 7. 1	・能満清掃工場を廃止、新たに福増清掃工場を設置
61. 4. 1	・福増清掃工場に新たに粗大ごみ処理施設を設置
63. 4. 1	・環境衛生部を廃止、新たに環境保健部・清掃部を設置 ・環境保健部には環境保全課(環境監視センター)・健康管理課・保健衛生課(墓園火葬場管理所を市民課から移行)・国保市民病院を設置 ・都市部の公園みどり課を公園緑地課に改称し自然保護に係る業務を環境保全課に移行、環境保全課に新たに自然保護係を設置 ・清掃部には清掃課(平蔵一般廃棄物最終処分場)・清掃施設課・臨海衛生工場・福増清掃工場を設置し、清掃課には新たに指導係を設置 ・清掃事務所は同業務を福増清掃工場に吸収したため廃止

年月日			内 容
平成			
元.	4.	1	・健康管理課を廃止、新たに保健センターを設置
5.	4.	1	・環境保健部・清掃部を廃止、新たに環境部を設置し、環境政策課を設置 ・保健衛生課・国保市民病院・保健センターを保健福祉部へ移行 ・清掃課をクリーン推進課に、清掃施設課をクリーン施設課に、福増清掃工場を福増クリーンセンターにそれぞれ改称
9.	4.	1	・クリーン推進課に新たにリサイクル係を設置 ・環境政策課と環境保全課を統合し環境管理課を新設、環境政策課計画係を廃止し環境管理課企画調整班を新設 ・クリーン推進課業務第1係をクリーン第1係、業務第2係をクリーン第2係に改称 ・新たに環境対策課を設置し、クリーン推進課指導係を環境美化推進班および残土・不法投棄対策班に分割 ・クリーン施設課を廃止し、管理係を施設計画係としてクリーン推進課に、施設係を福増クリーンセンターにそれぞれ編入 ・平蔵一般廃棄物最終処分場を福増クリーンセンターの出先機関に改めた ・環境部は、環境管理課（環境監視センター）・クリーン推進課・環境対策課・臨海衛生工場・福増クリーンセンター（平蔵一般廃棄物最終処分場）となる
15.	8.	1	・クリーン推進課クリーン第1係・第2係をクリーン第1班・第2班に、リサイクル係をリサイクル班に改称
16.	4.	1	・環境政策課を新設 ・臨海衛生工場をクリーン推進課の課内組織とする ・クリーン推進課クリーン第2班とリサイクル班を統合し、850・リサイクル班に、また、クリーン第1班をクリーン管理班に改称する
20.	4.	1	・環境政策課を環境管理課に統合し地球温暖化対策班を新設 ・環境対策課を不法投棄対策課に改称 ・福増クリーンセンター管理班と施設班を統合し施設管理班を新設
23.	4.	1	・環境管理課地球温暖化対策班、水質保全班、大気保全班、自然保護班を地球温暖化対策係、水質保全係、大気保全係、自然保護係に改称 ・クリーン推進課クリーン管理班、850・リサイクル班、施設計画班をクリーン管理係、850・リサイクル係、施設計画係に改称 ・不法投棄対策課環境美化推進班、残土・不法投棄対策班を環境美化推進係、残土・不法投棄対策係に改称 ・福増クリーンセンター施設管理班、業務班を施設管理係、業務係に改称

組織機構図



(2) 環境審議会

環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、公害防止対策委員会（昭和40年7月設置）を発展的に改組し、平成6年8月1日に市長の諮問機関として、環境審議会を設置しました。平成18年には、廃棄物問題についても環境問題のなかで総合的に判断する必要があることから8月1日付けで市原市廃棄物対策審議会を統合しました。

委員の構成は26年3月現在、市民または各種団体の代表者5名、学識経験者8名、関係行政機関の職員2名、事業者または事業者団体の代表者4名の計19名となっています。

審議事項等（平成21～24年度）

開催日		審議事項等
21年度	6月18日	市原市水道水源保護条例に規定する対象事業場の変更について
	3月25日	東京電力五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について
22年度	8月4日	「（仮称）環境の保全に関する協定」に係る基本方針（素案）および「（仮称）環境の保全に関する細目協定」に係る基本方針（素案）について
23年度	4月27日	(1)「J F E千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価準備書」について (2)「市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定方針」について
	8月17日	(1)「市原市一般廃棄物処理基本計画見直しの方針」について (2)「一般廃棄物（ごみ）収集運搬体制等の見直しの基本方針」について (3)「市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）骨子」について
	1月18日	(1)「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」について (2)「一般廃棄物の収集運搬体制等およびごみ処理手数料の見直し（案）」について
	2月15日	「市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」について
24年度	8月8日	「新市原エコ・オフィスプラン策定方針」について
	2月13日	(1)「市原エコ・オフィスプラン[2013～2020]素案」について (2)「ごみの収集運搬体制の変更に係る成果」について (3)「村田川におけるジクロロメタンの環境基準超過及び原因事業者に対する処分」について
25年度	3月26日	「改訂市原市環境基本計画年次報告」について

(3) 環境保全費

（単位 千円）

年度等 項目	平成 24 年度	平成 25 年度	増減額	増減率 (%)	構成比 (%)
環境保全総務費	253,082	253,509	427	0.2	7.8
みどり保全費	8,945	8,660	-285	-3.2	0.3
公害対策費	93,489	97,426	3,937	4.2	3.0
清掃総務費	744,687	710,149	-34,538	-4.6	21.8
ごみ処理費	1,871,540	1,934,055	62,515	3.3	59.4
し尿処理費	267,291	250,498	-16,793	-6.3	7.7
合計	3,239,034	3,254,297	15,263	0.5	100

注：数値は決算額